

障害のある方、 難病の方のための手当と助成



国と市では、重い障害のために、常時、介護を必要としている方や難病をお持ちの方などの福祉向上を目的として、手当の支給と助成を行っています。

重度の障害がある方への手当(国)

※所得による支給制限があります

【特別障害者手当 ※月額26,080円】

対象/精神か身体の重度の障害により、日常生活で常時、特別の介護が必要な次のいずれかに該当する20歳以上の方

- ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度の障害が重複している方
- ②ひとつの障害であっても、①と同程度の状態にある方(肢体不自由や精神障害で日常生活において全面的に介助が必要な方や、内部障害などで絶対安静の状態にある方など)

受給できない方/施設に入所中の方や継続して3か月を超えて入院している方

【障害児福祉手当 ※月額14,180円】

対象/重度の障害により、日常生活で常時、介護を必要とする次のいずれかに該当する20歳未満の方

- ①身体障害者手帳1級の一部分と2級の一部分の方
- ②療育手帳のAの方
- ③精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で①・②と同程度の障害がある方

受給できない方/障害を支給理由とする年金を受けている方や施設に入所中の方

【経過的措置による福祉手当 ※月額14,180円】

対象/制度改正(昭和61年4月1日)以前に20歳以上

で、制度改正前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方受給できない方/施設に入所中の方

障害のある子どもの保護者への手当(国)

※所得による支給制限があります

【特別児童扶養手当】

対象/精神か身体に次の一定の障害のある20歳未満の子どもを養育している方で、生計を維持する方

①身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方

②療育手帳A～Bの方

③①・②と同程度の障害がある方

障害の状態	手当額(月額)
重度	50,050円
中度	33,330円

受給できない方/子どもの障害を支給理由とする年金を受けている方や子どもが施設に入所している方

難病の方と小児慢性特定疾患の子どもへの手当(市)

【難病患者福祉手当 ※月額4,000円】

対象/ネフローゼ症候群・先天性血液凝固因子欠乏症・埼玉県特定疾患医療給付制度に基づく特定疾患の方と、県から小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

※障害の手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当、在宅心身障害者福祉手当)との併給はできません

一定の障害がある方への手当(市)

【在宅心身障害者福祉手当】

対象/次のいずれかに該当する方(施設に入所中の方と、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当をすでに受給されている方、65歳以上で平成22年4月1日以降に対象となる手帳の新規交付を受けた方は受けられません。また、住民税が課税されている方は支給されません)

- ①身体障害者手帳1級～3級(3級は20歳未満)の方
- ②療育手帳の等級がA・A・B・C(Bは20歳未満、Cは20歳以上)の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方など①・②と同程度の障害があると認められる方

障害の状態	手当額(月額)
身体障害者手帳1～3級	7,000円
療育手帳A・A・B	7,000円
療育手帳C	3,000円
精神障害者保健福祉手帳1級	7,000円

重度心身障害者医療費助成(市)

※医療機関を受診したときの医療費(一部負担金)を助成しています

対象/次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の1級～3級を所持している方
- ②療育手帳(みどりの手帳)のA、A、Bを所持している方
- ③65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている方

登録/該当する方で受給の申請をしていない方は、必要書類(加入医療保険証、身体障害者手帳、療育手帳が精神障害者保健福祉手帳、印鑑、振込先が分かるもの)を持って障害者福祉課へ

問合せ障害者福祉課へ内線1591

まちの今...これから

●市職員の給与を減額

職員給与の特例減額措置を行うための関係議案が、9月開催の第3回定例市議会で可決されました。

これは、今年度、国からの地方交付税が削減されたことを踏まえた措置で、市民サービスに影響を及ぼさないために、職員給与を減額するものです。

期間/平成25年10月1日～26年3月31日

総額/1億8,175万6,000円

特別職等給料の減額率/市長...20%、副市長・教育長...10%

一般職給料の減額率/平均7.17%

管理職手当の減額率/一律4.45%

問合せ職員課へ内線3512

●既存工場の事業拡大などを促進・支援！ 県内初の地域準則条例を制定

市では、県内初の「工場立地法地域準則条例」を制定しました。これは、環境との調和を図りながら、企業の負担を軽減するため、工場立地法の基準より5～10%緩和した緑地面積率など(緑地面積率+環境施設面積率)を定めたもので、既存工場の事業の拡大と新規立地企業の促進・支援を目的としています。

問合せ商工業振興課へ内線2554

●ASエルフェンさやまFC 来年度なでしこリーグ昇格決定！

狭山市を拠点に活動している、女子サッカークラブ「ASエルフェンさやまFC」が、9月15日(日)に行われたスフィード世田谷FC戦に勝利し、来年度からのなでしこリーグ昇格が決定しました。

皆さんの一層の応援をお願いします。



9月22日(日)、チャレンジリーグ2013最終戦(対 福岡AN)

問合せスポーツ振興課へ内線5711

市長の主な動き

- 9/2～30...市議会第3回定例会 ○9/7...平和祈念講演会 ○9/19・27...百歳訪問 ○9/20...秋の全国交通安全運動出陣式 ○9/24～27・30...登校交通安全指導 ○9/24...埼玉西部消防組合議会臨時会 ○9/25...定例庁議 ○9/26...同和对策議会

これを機会に、7年後の自分を描き、それぞれが夢に向かってチャレンジしてみたいかが、自分自身へのメダルを目指して！



東京オリンピック

49年前の昭和39年10月10日、快晴となった東京の空にブルーインパルスが五色の輪を描き、代々木のオリンピック競技場では、日の丸を象徴する赤と白のブレザー姿の日本選手団が、堂々の入場行進する姿を親戚の家のテレビで見っていました。大会では史上最高の16個の金メダルを獲得し、女子バレーボールチームに対しては、「東洋の魔女」という言葉まで生まれました。当時、私は22才、新幹線が新大阪まで開通し、誰もが三種の神器(洗濯機、テレビ、冷蔵庫)をそろえたいと願っていました。豊かな新しい生活への明るい夢を描ける時代でした。



狭山市長 仲川幸成
似顔絵・花倉正喜氏

市長随想

99